

(パブリックコメント手続資料)

# 子ども・子育て支援新制度の施行に係る あま市の各種基準を定める条例骨子案

(国が定める設備及び運営に関する基準)

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育に関する基準・・・P 2
2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準・・・P 12
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準・・・P 31

# 1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年4月30日 内閣府令第39号)

国が定める内閣府令の内、主立った運営に関する基準を表形式で整理したものです。

- ・条・項は、内閣府令の該当箇所
- ・種別は、内閣府令で定める種別で、「従う」は「従うべき基準」、「参酌」は「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準、「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する市基準案は、すべて国基準のとおりとしています。

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
1	利用定員	4	1	従う	特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）の利用定員は20人以上とする。	国基準のとおりとする
		4	2	従う	特定教育・保育施設は、その区分に応じ利用定員を定める。ただし、3号認定の子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。	国基準のとおりとする
2	内容及び手続の説明及び同意	5	1	従う	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	国基準のとおりとする
		5	2	参酌	特定教育・保育施設は、利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法で提供することができる。	国基準のとおりとする
3	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	6	1	従う	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	国基準のとおりとする
		6	2	従う	特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び施設を現に利用している子どもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる区分に係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	国基準のとおりとする
		6	3	従う	特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所）は、利用申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもの数及び現に利用しているこどもの総数が法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる区分に係る利用定員の総数を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
3	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	6	5	参酌	特定教育・保育施設は自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	国基準のとおりとする
4	あっせん、調整及び要請に対する協力	7	1・2	従う	特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国基準のとおりとする
5	受給資格等の確認	8	1	参酌	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認するものとする。	国基準のとおりとする
6	支給認定の申請に係る援助	9	1	参酌	特定教育・保育施設は支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	国基準のとおりとする
		9	2	参酌	支給認定の変更については、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うこと。	国基準のとおりとする
7	心身の状況等の把握	10	1	参酌	特定教育・保育施設は子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	国基準のとおりとする
8	小学校等との連携	11	1	参酌	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	国基準のとおりとする
9	教育・保育の提供の記録	12	1	参酌	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国基準のとおりとする
10	利用者負担額等の受領	13	1	従う	特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	国基準のとおりとする
		13	2	従う	特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。	国基準のとおりとする
		13	3	従う	特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
10	利用者負担額等の受領	13	4	従う	<p>特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用  ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用  ③ 食事の提供に要する費用  ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用  ⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	国基準のとおりとする
		13	5	従う	<p>特定教育・保育施設は、前4項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	国基準のとおりとする
		13	6	従う	<p>特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について保護者に説明を行い、同意を得なければならない。</p>	国基準のとおりとする
11	施設型給付費等の額に係る通知等	14	1	参酌	<p>法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	国基準のとおりとする
		14	2	参酌	<p>特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
12	特定教育・保育の取扱方針	15	1・2	従う	<p>下記に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>② 認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない)</p> <p>③ 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	国基準のとおりとする
13	特定教育・保育に関する評価等	16	1	参酌	自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国基準のとおりとする
		16	2	参酌	定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者、その他の特定教育・保育施設の関係者(当該施設の職員除く)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
14	相談及び援助	17	1	参酌	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	国基準のとおりとする
15	緊急時等の対応	18	1	参酌	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
16	支給認定保護者に関する市への通知	19	1	参酌	保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
17	運営規程	20	1	参酌	<p>特定教育・保育施設は、下記に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針  ② 提供する特定教育・保育の内容  ③ 職員の職種、員数及び職務の内容  ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日  ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額  ⑥ 認定区分ごとの利用定員  ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項  ⑧ 緊急時等における対応方法  ⑨ 非常災害対策  ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪ その他重要事項</p>	国基準のとおりとする
18	勤務体制の確保等	21	1	参酌	支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。	国基準のとおりとする
		21	3	参酌	職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	国基準のとおりとする
19	定員の遵守	22	1	参酌	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	国基準のとおりとする
20	掲示	23	1	参酌	特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	国基準のとおりとする
21	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	24	1	従う	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国基準のとおりとする
22	虐待等の禁止	25	1	従う	職員は、支給認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国基準のとおりとする
23	懲戒に係る権限の濫用禁止	26	1	従う	特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所)の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国基準のとおりとする
24	秘密保持等	27	1・2	従う	職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
24	秘密保持等	27	3	従う	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	国基準のとおりとする
25	情報の提供等	28	1	参酌	提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
26	利益供与等の禁止	29	1・2	参酌	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与及び收受してはならない。	国基準のとおりとする
27	苦情解決	30	1・2	参酌	提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。	国基準のとおりとする
		30	3	参酌	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
		30	4	参酌	提供した教育・保育に関し、市が行う報告又は当該市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。	国基準のとおりとする
		30	5	参酌	市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。	国基準のとおりとする
28	地域との連携等	31	1	参酌	その運営にあたり地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	国基準のとおりとする
29	事故発生の防止及び発生時の対応	32	1	従う	事故の発生又はその再発を防止するため、下記に定める措置を講じなければならない。 ① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実の報告、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	国基準のとおりとする
		32	2	従う	支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
		32	3	従う	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	国基準のとおりとする
		32	4	従う	賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
30	会計の区分	33	1	参酌	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	国基準のとおりとする
31	記録の整備	34	1	参酌	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	国基準のとおりとする
		34	2	参酌	支給認定子どもに対する下記の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 教育・保育の提供記録 ③ 支給認定保護者に関する市町村への通知 ④ 苦情内容 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った措置	国基準のとおりとする
32	特別利用保育の基準	35	1	従う	特定教育・保育施設(保育所)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	国基準のとおりとする
33	特別利用教育の基準	36	1	従う	特定教育・保育施設(幼稚園)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	国基準のとおりとする
34	利用定員	37	1	従う	利用定員は以下のとおりとする。 家庭的保育事業 1人以上5人以下 小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業 1人	国基準のとおりとする
		37	2	従う	定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。	国基準のとおりとする
35	内容及び手続の説明及び同意	38	1	従う	利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	国基準のとおりとする
36	正当な理由のない提供拒否の禁止等	39	1	従う	支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	国基準のとおりとする
		39	2	従う	利用の申込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	国基準のとおりとする
		39	3	従う	選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	国基準のとおりとする



番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
36	正当な理由のない提供拒否の禁止等	39	4	参酌	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	国基準のとおりとする
37	あっせん、調整及び要請に対する協力	40	1・2	従う	特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項(附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国基準のとおりとする
38	心身の状況等の把握	41	1	参酌	子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	国基準のとおりとする
39	特定教育・保育施設等との連携	42	1	従う	特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。	国基準のとおりとする
		42	2	従う	居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合は、あらかじめ連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	国基準のとおりとする
		42	3	従う	上記について、利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。	国基準のとおりとする
		42	4	参酌	特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	国基準のとおりとする
40	利用者負担額等の受領	43	1	従う	特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	国基準のとおりとする
		43	3	従う	特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
40	利用者負担額等の受領	43	4	従う	特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、下記に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされる費用で、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。	国基準のとおりとする
		43	5	従う	前4項の費用額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	国基準のとおりとする
		43	6	従う	第3項及び第4項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにし、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。	国基準のとおりとする
41	特定地域型保育の取扱方針	44	1	従う	児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	国基準のとおりとする
42	特定地域型保育に関する評価等	45	1	参酌	提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国基準のとおりとする
		45	2	参酌	定期的に外部の評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
43	運営規定	46	1	参酌	事業の運営についての重要事項(事業の目的や運営の方針、提供する保育の内容、職員の職種や員数及び職務内容、開所日や時間等)に関する規程を定めておかなければならない。	国基準のとおりとする
44	勤務体制の確保等	47	1	参酌	支給認定こどもに対し、適切な特定地域型保育が提供できるように、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。	国基準のとおりとする
		47	3	参酌	特定地域型保育事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。	国基準のとおりとする
45	定員の遵守	48	1	参酌	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応、便宜の提供、措置の対応、災害、虐待等やむを得ない場合はこの限りではない。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
46	記録の整備	49	1	参酌	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	国基準のとおりとする
		49	2	参酌	支給認定子どもの特定地域型保育の提供に関する記録(提供計画、必要な事項の提供、市への通知等)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	国基準のとおりとする
47	準用	50	1	従う	内閣府令第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。	国基準のとおりとする
48	特別利用地域型保育の基準	51	1	従う	特定地域型保育事業者が、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	国基準のとおりとする
		51	2	従う	特定地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	国基準のとおりとする
49	特定利用地域型保育の基準	52	1	従う	特定地域型保育事業者が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	国基準のとおりとする
		52	2	従う	保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。	国基準のとおりとする

## 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(平成26年4月30日 厚生労働省令第61号)

国が定める厚生労働省令の内、主立った設備及び運営に関する基準を表形式で整理したものです。

- ・条・項は、厚生労働省令の該当箇所
- ・種別は、厚生労働省令で定める種別で、「従う」は「従うべき基準」、「参酌」は「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準、「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する市基準案は、ほとんどを国基準のとおりとしています。国基準を変更する場合は、該当箇所に下線を引いてあります。

### 【各事業に共通する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
50	最低基準と家庭的保育事業者等	4	1	参酌	家庭的保育事業者等は、市町村が条例で定める最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	国基準のとおりとする
		4	2	従う	最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国基準のとおりとする
51	家庭的保育事業者等の一般原則	5	1	従う	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	国基準のとおりとする
		5	2	従う	家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
		5	3	従う	家庭的保育事業者等は、自ら保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国基準のとおりとする
		5	4	従う	家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
		5	5	従う	家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く）には、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	国基準のとおりとする
5	6	従う	家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国基準のとおりとする		

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
52	保育所等との連携	6	1	従う	<p>利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に 行われ、家庭的保育事業者等による保育 の提供の終了後も満3歳以上の児童に対 して必要な教育又は保育が継続的に提供 されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚 園又は認定こども園を適切に確保しなけ ればならない。</p> <p>◎附則第3条 経過措置 連携施設の確保が 著しく困難であっては、施行の日から5年 を経過する日までの間は、連携施設の確保 をしないことができる。</p>	国基準のとおりとする
53	家庭的保育事業者等と非常災害	7	1	参酌	<p>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常 災害に必要な設備を設けるとともに、非常 災害に対する具体的計画を立て、これに対 する不断の注意と訓練をするように努 めなければならない。</p>	国基準のとおりとする
		7	2	参酌	<p>避難及び消火に対する訓練は、少なくとも 毎月1回は、これを行わなければならない。</p>	国基準のとおりとする
54	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	8	1	参酌	<p>保育に従事する職員は、健全な心身を有し、 豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉 事業に熱意のある者であって、できる限 り児童福祉事業の理論及び実際について 訓練を受けた者でなければならない。</p>	国基準のとおりとする
55	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	9	1	参酌	<p>職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める それぞれの事業の目的を達成するために 必要な知識及び技能の修得、維持及び向上 に努めなければならない。</p>	国基準のとおりとする
		9	2	参酌	<p>職員に対し、その資質の向上のための研修 の機会を確保しなければならない。</p>	国基準のとおりとする
56	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	10	1	参酌	<p>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、 必要に応じ設備及び職員の一部を併せて 設置する他の社会福祉施設の設備及び 職員に兼ねることができる。 ただし、保育室及び各事業所に特有の設備 並びに利用乳幼児の保育に直接従事する 職員については、この限りでない。 【従う】（保育に直接従事する職員に係る 部分）</p>	国基準のとおりとする
57	利用者を平等に取り扱う原則	11	1	従う	<p>利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は 利用に要する費用を負担するか否かによ って、差別的取扱いをしてはならない。</p>	国基準のとおりとする
58	虐待等の禁止	12	1	従う	<p>職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の 10各号に掲げる行為その他当該利用乳 幼児の心身に有害な影響を与える行為を してはならない。</p>	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
59	懲戒に係る 権限の濫用 禁止	13	1	従う	利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国基準のとおりとする
60	衛生管理等	14	1	参酌	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
		14	2	参酌	家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
		14	3	参酌	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	国基準のとおりとする
		14	4	参酌	居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	国基準のとおりとする
		14	5	参酌	居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	国基準のとおりとする
61	食事	15	1	従う	利用乳幼児に食事を提供するときは、事業所内等で調理する方法により行わなければならない。  ◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】	国基準のとおりとする
		15	2	従う	利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。	国基準のとおりとする
		15	3	従う	食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	国基準のとおりとする
		15	4	従う	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	国基準のとおりとする
		15	5	従う	利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
62	食事の提供の特例	16	1	従う	<p>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し当該事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>②当該事業者等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③調理業務の受託者を、当該事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	国基準のとおりとする
			2	従う	<p>搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>①連携施設</p> <p>②当該事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場</p>	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
63	利用乳児及び職員の健康診断	17	1	参酌	利用乳幼児に対し、利用開始時と少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定に準じて行わなければならない。	国基準のとおりとする
		17	2	参酌	前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	国基準のとおりとする
		17	3	参酌	第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、事業者等に勧告しなければならない。	国基準のとおりとする
		17	4	参酌	職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	国基準のとおりとする
64	家庭的保育事業所等内部の規定	18	1	参酌	事業の重要事項(目的や方針、開所日・時等)に関する運営規定を定めておかななければならない。	国基準のとおりとする
65	家庭的保育事業所等に備える帳簿	19	2	参酌	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	国基準のとおりとする
66	秘密保持等	20	1	従う	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国基準のとおりとする
		20	2	従う	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
67	苦情への対応	21	1	参酌	利用乳幼児又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
		21	2	参酌	保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国基準のとおりとする



【家庭的保育事業に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
68	設備の基準	22	1	参酌	<p>家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（以下「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>① 幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>② 専用の部屋の面積は、9.9㎡（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数の1人につき3.3㎡を加えた面積）以上であること。</p> <p>③ 保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>④ 衛生的な調理設備【従う】及び便所を設けること。</p> <p>⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。</p> <p>⑥ 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。</p> <p>⑦ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的の実施すること。</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】</p>	国基準のとおりとする
69	職員	23	1	従う	<p>家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>① 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>② 搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p>	国基準のとおりとする
		23	2	従う	<p>家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>① 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>② 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p>	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
69	職員	23	3	従う	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者）とともに保育する場合には、5人以下とする。	国基準のとおりとする
70	保育時間	24	1	参酌	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。	国基準のとおりとする
71	保育の内容	25	1	従う	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国基準のとおりとする
72	保護者との連絡	26	1	参酌	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国基準のとおりとする

【小規模保育事業に共通する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
73	小規模保育事業の区分	27	1	従う	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国基準のとおりとする

【小規模保育事業A型に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
74	設備の基準	28	1	①・④は従うべき基準 それ以外は参酌すべき基準	<p>小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>②乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>③乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>④満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>⑤保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>⑥保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑦乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表（別表1）に掲げる階に応じ、区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p>	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
74	設備の基準	28	1	参酌	<p>二 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p> <p>（小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業に準用する）</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】</p>	国基準のとおりとする

別表 1

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
75	職員	29	1	従う	保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託及び搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。	国基準のとおりとする
					◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】	
					保育士の数は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
29	3	従う	保育士の数の算定に当たっては、勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	国基準のとおりとする		
76	準用	30	1	参酌	24条（保育時間）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				従う	25条（保育の内容）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				参酌	26条（保護者との連絡）の規定を準用する。	国基準のとおりとする

【小規模保育事業B型に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案			
77	職員	31	1	従う	<p>小規模保育事業B型を行う事業所には、保育士、その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託及び搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p> <p>◎附則第4条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、その他保育に従事する職員は保育従事者とみなす。</p>	国基準のとおりとする			
					31	2	従う	<p>保育従事者の数は、下記に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人                  ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人                  ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人                  ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	国基準のとおりとする
								31	3
78	準用	32	1	参酌	24条(保育時間)の規定を準用する。	国基準のとおりとする			
				従う	25条(保育の内容)の規定を準用する。	国基準のとおりとする			
				参酌	26条(保護者との連絡)の規定を準用する。	国基準のとおりとする			

【小規模保育事業C型に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
79	設備の基準	33	1	①・④は従うべき基準 それ以外は参酌すべき基準	<p>小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>②乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>③乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>④満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>⑤保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>⑥保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑦保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号（小規模保育事業A型の設備の基準）に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理設備に係る部分】</p>	国基準のとおりとする
80	職員	34	1	従う	<p>家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託及び搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p>	国基準のとおりとする
		34	2	従う	<p>家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	国基準のとおりとする
81	利用定員	35	1	従う	<p>利用定員は6人以上10人以下とする。</p> <p>◎附則第5条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</p>	国基準のとおりとする
82	準用	36	1	参酌	24条（保育時間）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				従う	25条（保育の内容）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				参酌	26条（保護者との連絡）の規定を準用する。	国基準のとおりとする



【居宅訪問型保育事業に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
83	居宅訪問型保育事業	37	1	従う	①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育	国基準のとおりとする
84	設備及び備品	38	1	参酌	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国基準のとおりとする
85	職員	39	1	従う	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	国基準のとおりとする
86	居宅訪問型保育連携施設	40	1	従う	第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	国基準のとおりとする
87	準用	41	1	参酌	24条（保育時間）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				従う	25条（保育の内容）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				参酌	26条（保護者との連絡）の規定を準用する。	国基準のとおりとする

【事業所内保育事業に関する基準】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
88	利用定員	42	1	参酌	次の表（別表2）に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市長が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	国基準のとおりとする

別表2

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40以下	10人
41人以上50以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

【事業所内保育事業 利用定員20人以上の場合】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
89	設備の基準	43	1	①・⑤は従うべき基準 それ以外は参酌すべき基準	<p>事業所内保育事業(利用定員20人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。</p> <p>②乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき<u>1.65平方メートル</u>以上であること。</p> <p>③ほふく室の面積は、乳児又は幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>④乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑤満2歳以上の幼児(保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上のものを受け入れられる場合にあつては、当該児童を含む。以下の項目において同じ)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>⑥保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>⑦保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑧乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表(別表1)に掲げる階に応じ、区分ごとに、それぞれ同表の施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p>	市基準案は、 <u>3.3平方メートル</u> とし、それ以外は国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
89	設備の基準	43	1	参酌	<p>二 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理室に係る部分】</p>	国基準のとおりとする
90	職員	44	1	従う	<p>保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は食事の提供の特例により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】</p>	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
90	職員	44	2	従う	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	国基準のとおりとする
		44	3	従う	保育士の数の算定に当たっては、勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	国基準のとおりとする
91	連携施設に関する特例	45	1	従う	連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	国基準のとおりとする
92	準用	46	1	参酌	24条（保育時間）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				従う	25条（保育の内容）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				参酌	26条（保護者との連絡）の規定を準用する。	国基準のとおりとする

【事業所内保育事業 利用定員19人以下の場合】

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
93	職員	47	1	従う	事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士、その他保育に従事する職員（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託及び搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置かないことができる。	国基準のとおりとする
					◎附則第2条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、適用しないことができる。【調理員に係る部分】	
					◎附則第4条 経過措置 施行の日から5年を経過する日までの間は、その他保育に従事する職員は保育従事者とみなす。	
93	職員	47	2	従う	保育従事者の数は、下記に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	国基準のとおりとする
					保育士の数の算定に当たっては、勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
					47	
94	準用	48	1	参酌	24条（保育時間）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				従う	25条（保育の内容）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				参酌	26条（保護者との連絡）の規定を準用する。	国基準のとおりとする
				参酌	28条の（設備の基準）の規定を準用する。	国基準のとおりとする

### 3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (平成26年4月30日 厚生労働省令第63号)

国が定める厚生労働省令の内、主立った設備及び運営に関する基準を表形式で整理したものです。

- ・条・項は、厚生労働省令の該当箇所
- ・種別は、厚生労働省令で定める種別で、「従う」は「従うべき基準」、「参酌」は「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準、「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市基準案は、ほとんどを国基準のとおりにしていますが、国基準を変更する場合は、該当箇所に下線を引いてあります。

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
95	最低基準の向上	3	1	参酌	市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	国基準のとおりにする
		3	2	参酌	市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	国基準のとおりにする
96	最低基準と放課後児童健全育成事業者	4	1	参酌	放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	国基準のとおりにする
		4	2	参酌	最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	国基準のとおりにする
97	放課後児童健全育成事業の一般原則	5	1	参酌	放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	国基準のとおりにする
		5	2	参酌	放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	国基準のとおりにする
		5	3	参酌	放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	国基準のとおりにする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
97	放課後児童健全育成事業の一般原則	5	4	参酌	放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
		5	5	参酌	放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国基準のとおりとする
98	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	6	1	参酌	消火用具、非常口等非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	国基準のとおりとする
		6	2	参酌	避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。	国基準のとおりとする
99	放課後児童健全育成事業者職員の一般的要件	7	1	参酌	利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国基準のとおりとする
100	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	8	1	参酌	職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	国基準のとおりとする
		8	2	参酌	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国基準のとおりとする
101	設備の基準	9	1	参酌	遊び及び生活の場並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国基準のとおりとする
		9	2	参酌	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	国基準のとおりとする
		9	3	参酌	専用区画等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	国基準のとおりとする
		9	4	参酌	専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	国基準のとおりとする
102	職員	10	1	従う	事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	国基準のとおりとする
		10	2	従う	放課後児童支援員は支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうち1人を除き補助員に代えることができる。	国基準のとおりとする



番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
102	職員	10	3	従う	<p>放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>	国基準のとおりとする
			4	参酌	<p>1 支援の単位を構成する児童の数は、<u>おおむね40人以下</u>とする。</p>	市基準案は附則において経過措置として、当分の間 <u>60人</u> とする。

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
102	職員	10	5	従う	放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	国基準のとおりとする
103	利用者を平等に取り扱う原則	11	1	参酌	利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	国基準のとおりとする
104	虐待等の禁止	12	1	参酌	職員は、利用者に対し、虐待や心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国基準のとおりとする
105	衛生管理等	13	1	参酌	利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
		13	2	参酌	事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
		13	3	参酌	事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	国基準のとおりとする
106	運営規程	14	1	参酌	事業所ごとに事業の重要事項（目的や方針、開所日及び時間等）に関する運営規程を定めておかななければならない。	国基準のとおりとする
107	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	15	1	参酌	職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	国基準のとおりとする
108	秘密保持等	16	1	参酌	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国基準のとおりとする
		16	2	参酌	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
109	苦情への対応	17	1	参酌	利用者又は保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
		17	2	参酌	その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国基準のとおりとする
		17	3	参酌	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	国基準のとおりとする

番号	項目	条	項	種別	国基準	市基準案
110	開所時間及び日数	18	1	参酌	事業者は開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき <u>8時間</u> (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき <u>3時間</u>	(1) については、市基準案は <u>10時間30分</u> とする (2) については、市基準案は <u>3時間30分</u> とする
		18	2	参酌	開所日は1年につき250日以上を原則として、地域の実情に応じて、事業所ごとに定める。	国基準のとおりとする
111	保護者との連絡	19	1	参酌	常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国基準のとおりとする
112	関係機関との連携	20	1	参酌	市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	国基準のとおりとする
113	事故発生時の対応	21	1	参酌	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	国基準のとおりとする
		21	2	参酌	利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	国基準のとおりとする